

緊急事態

このままだとごみが処理できなくなります

シリーズ ごみの減量③

清掃事業課 ☎0276-31-8153



(9月1日撮影)

ごみ焼却炉は満杯の状況が続いています。各家庭でのごみの捨て方を見直しましょう。

「雑がみ」をもえるごみで出していないですか？

雑がみはごみではなく、大切な資源です。ごみの減量のためにも分別に協力ください。

雑がみとして出せるもの
お菓子・食品の箱
カタログ
紙袋(持ち手が紙でないものは取り除く)
カレンダー(金具は取り除く)
ティッシュの空箱(取り出し口のビニールは取り除く)
トイレトーパー・ラップの芯
封筒(窓のビニールは取り外す)
包装紙(セロハンテープは取り除く)
ファイル(金属・プラスチック部分は取り除く)
名刺
メモ用紙
雑がみとして出せないもの
加工された紙(ビニール・アルミ・防水・圧着加工など)
写真
臭いの付いた紙(せっけん・線香・洗剤の箱など)
汚れた紙(食品・油などが付いた紙)
シュレッダーにかけた紙
感熱紙
カーボン紙
金・銀色の折り紙

Q 雑がみってなに？

- A 新聞、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙
- ※右表を参考にしてください。



Q どうやって出すの？

- A 紙袋に入れる



- A 雑誌に挟み込み、縛る



Q どこに出すの？

- A 各行政センターのリサイクル倉庫
- A 育成会・PTAなどの集団回収

分別のポイント

ごみ箱のそばに雑がみ専用の入れ物を置くと分別しやすいです。



18歳になったら投票しよう

18歳になったユタカ君は学校の先生に「これからは投票できるね」と言われました。ですが、「選挙」と言われてもいまひとつピンときません。



「選挙」かあ…、なんだか難しそうで行きづらいなあ。「投票」の仕方もよく分からないし、行くのはやめておこうかな…。

ちょっと待って！ 分からないから行かないなんてもったいないわ！ 「投票」って難しそうに思えるけど、実際の手順はそんなに大変じゃないのよ。



1 投票入場券はがきが届きます



2 投票入場券はがきに書かれている投票所に行きます



〇〇投票所入場券
氏名:明選 ユタカ
投票日:〇月×日
投票所:△△公民館

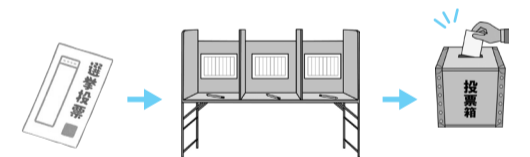


3 受付で入場券を渡し、本人確認を行います



受付: 明選ユタカさんですね?
Yutaka: はい
名簿対照係

4 投票用紙を受け取り、決められた記載方法に従って候補者などを記入し、投票箱に投函します



投票って意外と簡単にできるんだね！ 少し不安だけど、これなら選挙に行っても大丈夫そう！

これから自分たちが生きていく未来を決めるためにも、選挙に参加することはすごく大事なことだと思うの。初めて選挙に行くのが不安なら、先輩有権者のお父さん、お母さんと話をしてみるのもいいかもしれないね。



選挙管理委員会 ☎0276-47-3988

令和3年4月採用市職員採用試験(文化・スポーツ)

人事課 ☎0276-47-1810

受験資格

●年齢要件

平成2年4月2日以降に生まれた人

●資格要件

高校在学時以降に文化芸術またはスポーツの分野において、全国規模以上の大会に県代表などで出場した実績(団体競技の場合、所属団体の主力メンバーであること)があり、その過程で培われた能力を市政で発揮できる人

●その他

- ・日本国籍を有する人に限ります
- ・地方公務員法第16条に該当する人は受験できません

職種・採用予定人数

一般事務=若干人

第1次試験 書類選考

第2次試験 11月8日(日)=事務能力診断検査、小論文、人物(面接)

第3次試験 12月中旬=人物(面接)

※詳しくは試験案内をご覧ください。

申し込み

●郵送

10月1日(木)まで(消印有効)

必要書類を速達簡易書留で人事課へ

●直接

9月18日(金)~10月5日(月)

本人が必要書類を持って同課へ(土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後5時)

試験案内・申込書配布場所

人事課(市役所10階)、市政情報コーナー(同1階)、市HPへ

